

平成21年4月30日
関東農政局

乾めん類（干しそば）におけるJASマークの不正使用に対する刑事告発について

○概要

- 1 島田製粉株式会社が、JAS法第14条の規定による登録認定機関の認定を受けていないにもかかわらず、不正にJASマークを貼付した乾めん類（干しそば）を販売していたことを確認しました。
- 2 このため、4月28日、JAS法第18条第1項違反により、島田製粉株式会社（代表取締役 島田信隆）を警視庁に刑事告発しましたので、お知らせします。

1 経緯

関東農政局は、平成21年2月25日から3月24日までの間4回（任意調査1回、立入検査3回）にわたり、島田製粉株式会社（東京都三鷹市新川6-6-14。以下「島田製粉」という。）に対し検査を行いました。

この結果、関東農政局は、島田製粉が以下の行為を行っていたことを確認しました。

- (1) 少なくとも平成19年12月1日から平成21年2月27日までの間、JAS法第14条の規定による登録認定機関の認定を受けていないにもかかわらず、不正にJASマークを貼付した乾めん類（干しそば）5商品、約4.3トン（5,839袋）を、東京都内の小売店を通じて一般消費者向けに販売していたこと。
- (2) 平成21年2月25日以降、(1)の商品がJASマークを不正に使用したものであることを承知しながら、少なくとも同年3月25日までの間、不正表示のままの商品の製造・販売を継続したこと。
- (3) (1)の行為については、少なくとも平成6年頃から行われていたこと。

2 措置

島田製粉が行った(1)の行為は、JAS法第18条第1項に違反するものです。

このため、関東農政局は、警視庁に対し島田製粉にJAS法第24条第3号及び第29条第1項第2号による処罰を求める刑事告発を行いました。

JAS法違反の事実に対しては、食品表示連絡会議を構成する各行政機関（内閣府、警察庁、公正取引委員会、厚生労働省、農林水産省）と連携しつつ、厳正な対応に努めてまいります。

JASマークの不正使用以外に島田製粉が行った不適正表示に関しては、東京都知事がJAS法に基づく指示を早急に行う予定です。

問い合わせ先：関東農政局

消費・安全部表示・規格課

担当者：木村、夏井

代 表：048-600-0600(内線3232・3230)

ダイヤルイン：048-740-0371

F A X：048-601-0548

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。抜粋）

（製造業者等の行う格付）

第十四条 農林物資の製造、加工（調整又は選別を含む。以下同じ。）、輸入又は販売を業とする者（以下「製造業者等」という。）は、農林水産省令で定めるところにより、工場又は事業所及び農林物資の種類ごとに、あらかじめ登録認定機関の認定を受けて、その製造し、加工し、輸入し、又は販売する当該認定に係る農林物資について日本農林規格による格付を行い、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に日本農林規格により格付をしたことを示す農林水産省令で定める方式による特別な表示（以下「格付の表示」という。）を付することができる。

2～8 （略）

（格付の表示の禁止）

第十八条 何人も、農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付してはならない。ただし、次に掲げる場合には、この限りでない。

- 一 農林物資の製造業者等が第十四条第一項又は第五項の規定に基づき、その製造、加工、輸入若しくは販売に係る農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付する場合

二～九 （略）

2 （略）

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 （略）

二 （略）

三 第十八条の規定に違反した者

四～八 （略）

第二十九条 法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第二十四条（第八号に係る部分に限る。） 一億円以下の罰金刑

二 第二十四条（第八号に係る部分を除く。）、第二十五条又は前二条 各本条の罰金刑

2 （略）

刑事訴訟法（昭和23年法律第131号。抜粋）

第二百三十九条 何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることができる。

2 官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。

第二百四十一条 告訴又は告発は、書面又は口頭で検察官又は司法警察員にこれをしてしなければならない。

2 検察官又は司法警察員は、口頭による告訴又は告発を受けたときは調書を作らなければならない。

第二百四十二条 司法警察員は、告訴又は告発を受けたときは、速やかにこれに関する書類及び証拠物を検察官に送付しなければならない

島田製粉株式会社の概要

代 表 者	島田 信隆
本 店	東京都三鷹市新川六丁目6番14号
設 立	昭和38年4月11日
資 本 金	1000万円
業 務 内 容	1. 蕎麦の製粉 2. 粉末ココアの製造 3. 食料品原材料の加工及び販売 など